

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における権利変換計画の変更の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、建替事業に係る権利変換計画を変更する場合の手続を定めており、施行者は、権利変換計画を定めて、市長の認可を受けた後であって、その内容に変更が生じる場合には、市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第32条
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第六十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 二 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。 三 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。 四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 五 その他基本方針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	